

○上越教育大学附属小学校通級指導実施要項

(平成31年3月18日学長裁定)

(趣旨)

第1条 この要項は、上越教育大学附属小学校（以下「本校」という。）における学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条及び第141条の規定に基づく通級による指導について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 通級による指導は、次の各号に掲げることを目的とする。

- (1) 通常の学級に在籍する障害のある児童で、当該障害に応じた特別な指導を行う必要があるものに対して、特別の教育課程による指導を行うこと。
- (2) 通級による指導担当者の養成・育成に資すること。

(対象児童)

第3条 通級による指導は、本校に在籍し、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害等により特別な指導が必要な児童（以下「通級児童」という。）を対象とする。

(実施場所)

第4条 通級による指導は、本校に設置する通級指導教室において行う。

(教育課程)

第5条 通級による指導は、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき特別の教育課程により行うものとする。

- 2 校長は、通級児童に係る特別の指導を、当該児童の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。
- 3 校長は、通級児童が他の小学校の通級指導教室又は特別支援学校において受けた授業を、本校における特別の教育課程に係る授業とみなすことができるものとする。

(指導内容)

第6条 通級による指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とするもののほか、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。

(授業時数)

第7条 特別の指導の授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準とする。

ただし、学習障害及び注意欠陥多動性障害に該当する児童については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

- 2 通級児童に係る週当たり授業時数は、当該児童の障害の状態を十分考慮して負担が過重にならないように配慮するものとする。

(指導要録)

第8条 校長は、通級児童に係る指導要録を管理するものとする。この場合において、他の学校において通級による指導を受けているときは、通級による指導実施学校における指導の記録等に基づいて必要事項を記載するものとする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか，通級による指導に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要項は，平成31年4月1日から施行する。